

- イ その他の施設においては1事業者当たり150万円以上4,000万円以内
- (2) 融資利率 年利2.4パーセント以内
  - (3) 融資期間 13年以内(うち据置期間1年以内)
  - (4) 返済方法 原則として元金均等分割返済
  - (5) 申込期間 平成15年6月12日から平成16年3月31日まで
  - (6) その他 前各号に定めるもの以外の融資条件については、取扱金融機関の定めるところによる。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者は、熊本県観光施設整備資金融資借入申込書(別記第1号様式)により取扱金融機関に申し込むものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された申込書に意見書(別記第2号様式)を添えて知事に協議するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 知事は、前条の規定により協議を受けた場合は、その内容を審査し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資審査結果通知書(別記第3号様式)により取扱金融機関に通知するものとする。

(融資の決定)

第10条 前条の規定による審査結果通知を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資決定報告書(別記第4号様式)により知事に報告するとともに、可としたものについては、遅滞なく融資するものとする。

(歩積、両建等の禁止)

第11条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について、いかなる名義をもってするを問わず、歩積、両建等の条件を付けてはならない。

(融資状況等の報告)

第12条 取扱金融機関は、資金の融資を行った場合には、速やかに熊本県観光施設整備資金融資実行報告書(別記第5号様式)により知事に報告するとともに、平成16年4月10日までに融資状況を熊本県観光施設整備資金融資残高報告書(別記第6号様式)により知事に報告するものとする。

(事業完了の報告)

第13条 融資を受けた者は、融資に係る事業の終了後速やかに熊本県観光施設整備資金融資対象事業完了報告書(別記第7号様式)により取扱金融機関を経由して知事に報告するものとする。

(繰上償還)

第14条 知事は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資の申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

(協議等)

第15条 知事は、この制度の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めたときは報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。